

○砂利の採取計画等に関する規則（昭和四十三年八月二日通商産業省・建設省令第一号）（抄）

（傍線部分は改正部分）

|  |  |
|--|--|
|  |  |
| <p>（認可の申請）</p> <p>第三条 法第十八条第一項の規定により法第十六条の認可の申請をしようとする者は、様式第一による申請書を都道府県知事（指定都市の区域内にあつては、指定都市の長。第四条から第六条まで及び第十一条において同じ。）又は河川管理者に提出しなければならない。</p> <p>2 （略）</p> <p>（関係市町村長への通報）</p> <p>第十一条 法第三十六条第四項の規定により、都道府県知事又は河川管理者は、法第二十条第一項の規定による変更の認可の申請が次の各号の一に掲げる事項に係るものであるときは、その旨を関係市町村長に通報しなければならない。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 （略）</p> <p>2 法第三十六条第四項の通報は、法第十六条の認可の申請に係るものにあつては当該申請書ならびに第三条第二項第一号、第二号および第十号の書類の写しを、法第二十条第一項の変更の認可の申請に係るものにあつては当該変更の認可の申請書ならびに第三条第二項第一号、第二号お</p> | <p>（認可の申請）</p> <p>第三条 法第十八条第一項の規定により法第十六条の認可の申請をしようとする者は、様式第一による申請書を都道府県知事または河川管理者に提出しなければならない。</p> <p>2 （略）</p> <p>（関係市町村長への通報）</p> <p>第十一条 法第三十六条第三項の規定により、都道府県知事または河川管理者は、法第二十条第一項の規定による変更の認可の申請が次の各号の一に掲げる事項に係るものであるときは、その旨を関係市町村長に通報しなければならない。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 （略）</p> <p>2 法第三十六条第三項の通報は、法第十六条の認可の申請に係るものにあつては当該申請書ならびに第三条第二項第一号、第二号および第十号の書類の写しを、法第二十条第一項の変更の認可の申請に係るものにあつては当該変更の認可の申請書ならびに第三条第二項第一号、第二号お</p> |

よび第十号の書類のうち当該変更により記載内容の変更を必要とするものの写しをそれぞれ添附して行なうものとする。

(聴聞)

第十二条 河川管理者（都道府県知事及び指定都市の長を除く。第二十五条及び第二十六条において同じ。）が法に基づいて行う不利益処分に係る聴聞の手続については、行政手続法（平成五年法律第八十八号）並びに法第三十八条第二項及び第三項の規定によるほか、次条から第二十四条までの規定の定めるところによる。

2  
(略)

よび第十号の書類のうち当該変更により記載内容の変更を必要とするものの写しをそれぞれ添附して行なうものとする。

(聴聞)

第十二条 河川管理者（都道府県知事及び地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（第三十七条において単に「指定都市」という。）の長を除く。第二十五条及び第二十六条において同じ。）が法に基づいて行う不利益処分に係る聴聞の手続については、行政手続法（平成五年法律第八十八号）並びに法第三十八条第二項及び第三項の規定によるほか、次条から第二十四条までの規定の定めるところによる。

2  
(略)

様式第7（第10条関係）

| 表               |  |
|-----------------|--|
| 8.4センチメートル      |  |
| 写真添附面           |  |
| 番号              |  |
| 職氏名<br>生年月日     |  |
| 砂利採取法第34条の規定による |  |
| 立入検査証           |  |
| 年 月 日 発行        |  |
| 有効期間            | 経済産業大臣・経済産業局長<br>都道府県知事・ <u>指定都市の長</u><br>国土交通大臣・ <u>地方整備局長</u><br><u>北海道開発局長</u> ・河川管理者 |
|                 | (印)  |

様式第7（第10条関係）

| 表               |   |
|-----------------|---|
| 8.4センチメートル      |   |
| 写真添附面           |   |
| 番号              |   |
| 職氏名<br>生年月日     |   |
| 砂利採取法第34条の規定による |   |
| 立入検査証           |   |
| 年 月 日 発行        |   |
| 有効期間            | 経済産業大臣・経済産業局長<br>都道府県知事・国土交通大臣<br>河川管理者 |
|                 | (印)                                     |

砂利採取法 抜粋

- 第34条 経済産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、砂利採取業を行う者の事務所、砂利採取場その他その業務を行う場所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。
- 2 都道府県知事は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、当該都道府県の区域において砂利採取業を行う者又は当該区域（指定都市の区域及び河川区域等を除く。）において砂利の採取を業として行う者の事務所、砂利採取場その他その業務を行う場所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。
- 3 指定都市の長は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、当該指定都市の区域（河川区域等を除く。）において砂利の採取を業として行う者の事務所、砂利採取場その他その業務を行う場所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。
- 4 国土交通大臣又は河川管理者は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、河川区域等の区域において砂利の採取を業として行う者の事務所、砂利採取場その他その業務を行う場所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。
- 5 前各項の規定により職員が立ち入るときは、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。
- 6 第1項から第4項までの規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。
- 第46条 次の各号のいずれかに該当する者は、三万円以下の罰金に処する。
- 四 第34条第1項から第4項までの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又はこれらの規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

砂利採取法 抜すい

- 第34条 経済産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、砂利採取業を行う者の事務所、砂利採取場その他その業務を行う場所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。
- 2 都道府県知事は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、当該都道府県の区域において砂利採取業を行う者又は河川区域等以外の区域において砂利の採取を業として行う者の事務所、砂利採取場その他その業務を行う場所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。
- 3 国土交通大臣又は河川管理者は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、河川区域等の区域において砂利の採取を業として行う者の事務所、砂利採取場その他その業務を行う場所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。
- 4 前3項の規定により職員が立ち入るときは、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。
- 5 第1項から第3項までの規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。
- 第46条 次の各号の一に該当する者は、三万円以下の罰金に処する。
- 四 第34条第1項から第3項までの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又はこれらの規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者